



落とし物のお礼金？

弁護士 鈴木 大輔

Aさんは、ある日、携帯電話を落としてしまいました。買ったばかりのiphone6です。途方に暮れていたところ、警察から自宅に電話がかかってきました。

警察「Aさんの携帯を拾った方がいて、警察に届いています」

Aさん「えっ！ ホントですか。早速受け取りに行きます！」

警察「ところで、拾った方（Bさん）が、Aさんにお礼のお金を支払うよう希望されているんですが」

Aさん「え…？ それは払わなきゃいけないものなんですか？ お礼って言っても、いくら払えばいいんですか？」

警察「それは、AさんとBさんとで相談して決めて下さい」

Aさんは、最初は感謝の気持ちで一杯でしたが、謝礼金を要求されていると聞いて、一気に興ざめです。

◆—解説

世間では一般に、もし持ち主（遺失者）が出てこなかったら拾った人（拾得者）の物になる、なんて言いますね。また、遺失者が現れたとしても、拾得者は1割のお礼が貰えるとうよく聞きます。これは本当でしょうか？

まず、遺失者が3か月経っても現れない場合は、原則として、拾得者が落とし物の所有権を取得することになります（ただし、携帯電話のように所有者の個人情報記録されている物はダメです。持ち主が誰かは明らかですしね）。

次に、拾得者へのお礼については、法律に以下のような規定があります。

「物件の返還を受ける遺失者は、①当該物件の価格の②百分の五以上百分の二十以下に相当する額の報労金を拾得者に支払わなければならない」（遺失物法28条1項）

つまり、落とし物のお礼のお金というのは、単なる道徳や慣習ではなくて、りっぱな法的権利・義務なんですね。

それでは、実際に報労金の金額はいくらになるのかというと、意外と難しい問題です。まず、①「当該物件の価格」です。少々話が脇道に逸れますが、もし遺失物が100万円の現金だったら、「当該物件の価格」は当然100万円です。しかし、これが預金通帳（残高100万円）だ

ったとしたらどうでしょうか。通帳自体の価値が100万円というのも変ですし、他方、紙としての価値しかないというのも極端です。私見になりますが、銀行に連絡をすれば預金が引き出されてしまうのを防止できること等を考えると、通帳そのものの価値は預金価格のせいぜい数%というところではないかと思われます。

さて、話を元に戻して、携帯電話の「当該物件の価格」は、いくらくらいになるのでしょうか？ これは、原則として、携帯電話の中古の市場価格が基準になるでしょう（iphone6だったら今5万円くらいでしょうか？）。ちなみに、携帯電話には写真やメール等の色々なデータが入っていますが、これらは持ち主本人以外には全く価値の無いものですから、データ自体の価値を考慮する必要はほとんどないと思われます。

次に、前述のとおり、法律上報労金は物件価格の5%～20%とされていますので、これも結構幅がありますね。

もし、落とし主と拾った人との間でお礼の金額の話になったら、両者の話し合いで決められればそれに越したことはありません。しかし、もし話し合いがこじれてしまったら、最終的には裁判で決着をつけるということも可能です。その場合には、裁判所が、前述の①②の観点から、様々な事情を考慮しつつ、具体的な報労金の金額を決定することになります。

落とし物の礼金に関する裁判なんてほとんど聞いたことはありませんが、過去には少ないながら実例があるんですよ。もっとも、落とし物で裁判沙汰など、とても世知辛い感じです。持ち主はちゃんと感謝の気持ちを表す、拾った人は警察に届けて名前も告げずに立ち去る、なんて風にスマートにいきたいものです。

執筆者プロフィール

鈴木 大輔（すずき だいすけ）

弁護士（第二東京弁護士会）中央大学法学部卒業。

趣味は、スキー、登山、オートバイ、盆栽。

所属 大洋綜合法律事務所

<http://www.ocean-law.jp/>